解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

鳥取県鳥取市扇町二一番地

財団法人鳥取県高等学校教育振興会

代表清算人　寺谷　節男

解散公告（第二回）

当組合支部は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

鳥取県鳥取市南栄町七〇―二

日立金属労働組合鳥取支部

清算人　井関　泰政

解散公告（第二回）

当財団法人は、寄附行為第三十一条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

広島県広島市中区大手町一丁目五番三号

財団法人県民センター

代表清算人　鈴木　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

広島県庄原市西城町三坂八四三番地

財団法人八鉾會

代表清算人　前田　忠邦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市住宅協会

代表清算人　松浦　正人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

山口県宇部市琴芝町二丁目四番二〇号宇部市総合福祉会館内

財団法人宇部市母子寡婦福祉連合会

清算人　野村　夏子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

高知県吾川郡仁淀川町竹ノ谷六一二番地

財団法人仁淀川町ふるさと体験センター

代表清算人　宇賀　孝敏

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

福岡県大牟田市本町三丁目七―一一

医療法人大林眼科医院

清算人　大林　孚雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

長崎市大黒町九番二七号篠田ビル三階

社団法人長崎県医薬品登録販売者協会

代表清算人　篠田　隆司

解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

長崎市江戸町二番一号

財団法人長崎県傷痍軍人会

代表清算人　野口　辰乃

解散公告（第三回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

青森市堤町二丁目一番一号

財団法人青森県コミュニティ運動推進協会

代表清算人　吉田　豊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月十八日開催の臨時総会の決議により栃木県知事の許可を受け平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

社団法人小山工業団地管理協会

清算人　諏訪　博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十七日開催の理事会において解散の決議を行い、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県福利厚生会

清算人　白土　茂文

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県職員互助会

清算人　齋藤　繁

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年三月十二日に群馬県知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

群馬県前橋市上細井町八一九番地五

上細井土地改良区

代表清算人　長谷川富雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月三日

千葉県長生郡長生村七井土一四五二番地

社団法人長生農業管理センター

代表清算人　田中　豊彦